

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病3月号

(通巻第130号)

関西労働者安全センター 1985.3.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕郵便振替口座 大阪6-315742

100円



- 第5回総会を成功させよう / 1
- シリーズ / 民営化、民間委託と労災職業病 2
- ★東大阪学給労
- 学習のページ / こんなときどうする (8) 5
- 柏木労災大阪労基局闘争 9
- 前線から (ニュース) 10
- 労住医連第3回総会開催す 17
- 紀和だより 18

第五回総会を成功させよう!

—— 職場・地域にいのちの砦を ——

安全センターも組織発足から十二年目に入り、また組織整備から丸四年を経過し、大阪における労災職業病問題のセンターとして一定落ち着いた役割を果し得るようになったと判断しています。しかしその役割は非常に限られた狭いところのものであり、センターの設立趣旨でもある「労働運動の強化発展に連なる労災闘争の推進」という観点からみればまだまだ大した役割は果せていないとも思えます。

我々にとって必要なのは労働運動の一線の活動家がとりくんでいる課題、また、ぶつかっている壁に対して労災闘争の側から共に闘うべき課

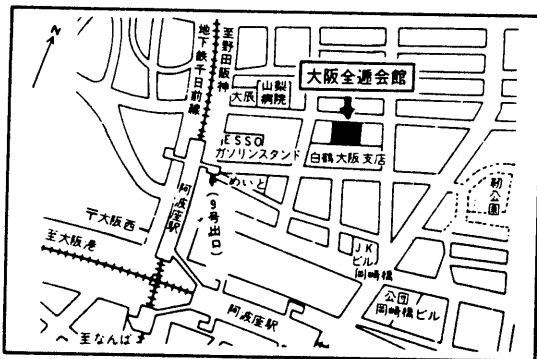
題や観点を絶えず提起し、共に担っていくことだと思えます。

我々をとりまく非常に大きな情勢は一方には昨年九月の振動病不当判決(高松高裁)をはじめ、労働省の相次ぐ被災者の権利制限攻撃という厳しい情勢、他方では我々がよって立つべき労働組合が全般としてますます活力をなくしつつあるという問題があります。従って、センターが設立趣旨の通りの活動を行うには、狭い範囲での「域内平和」で満足するわけにはいかず、常に「攻め」の姿勢を強化し続けなければならないと思えます。

第五回総会への参加を要請します。

第五回総会 3月23日

P.M.1:30~ 於:大阪全通会館



民営化・民間委託と労災・職業病

学校給食——「職業病かくし」の民間委託

東大阪市学校園給食調理員労働組合

学校給食の調理員に、指が曲がったままになる「指曲がり症」という新たな障害が多発していることが、自治労の調査で明らかにされた。この調査では、症状を訴える人の率が、調理員が平均一三、五％、比較調査した普通の事務員で三、三％と、四倍以上高いという結果が出ている。文字通り新たな職業病といわれる実態であるが、職業起因性について更に全国での健康調査等を通じて究明していく必要があるところである。

そうした現状に対して、「週刊新潮」がさっそくとびつき二月二十八日号で「給食部職業病公務災害で補償だって？」という見出しの記事を掲

載している。この記事では、指曲がり症の実態にふれたあと、学校給食調理を受け負っている民間業者の声を紹介する。くびをかしながら、「うちも大量に作っているが、そんな話は聞いたこともない」。全文この調子で、読者に「指曲がり症」が職業病とされることに疑問をいだかせるように書かれている。

大給食センター

「ながら戦場のばいぐ」

さて、学校給食の一日をおおまかに追ってみると次のようになる。朝

八時半から材料を洗う、皮をむく、切るなどの作業を始め、大釜で煮たりするような作業をし、昼休みになるまでに各クラス(約四〇人)ごとの食缶にわかる。そして給食中は休憩で、一時を過ぎて、使い終わった食器がもどってくれば洗浄作業を開始する。そしてすべての作業を終えるのは四時半である。

九千食もの調理を一カ所でやってしまう大きな給食センターとなると、配送の必要があるために、調理を仕上げるのが十時半となり、保温の必要があるために食缶も二重になった重いものになる。そして各学校ごとのコンテナに食器と共に入れ、トラ

ツクに乗せる。もちろん大きな学校になるとコンテナも二つ。そして食べ終わった食器、食缶がもどつてくのが午後一時ごろから。食缶に残っている残飯を洗い出したのちせっけん水で洗浄、スプーン、皿などについても同様。一度に九千食分の洗浄をするために、洗い場はさながら戦場と化す。

文部省が

合理化を指示

この作業について最初に述べた「指曲がり症」も含めていろいろな立場から問題ありといわれている。まず、給食調理業務が、午前八時半から十二時（共同調理場の場合は十一時半）と午後一時半から四時半と時間が限られ、午後の洗浄作業は密度を濃くすればする程早く終わる。そして学校給食の実施日数が、夏休み等があるために年間一九〇日程度で

あることから、調理員を常勤職員にするのは経費がもつたないという意見がある。すでにパート化、あるいは民間委託している自治体もあり、その方向は文部省が一月二一日、体育局が全国の教育委あてに出した通知で「学校給食業務の運営の合理化」という形で指示しているのである。その具体的内容として、パート職員の活用、共同調理場方式の採用、そして民間委託の実施が掲げられている。

しかしながら、給食調理の作業は限られた時間でありながら、その内容はかなり密度の濃い労働となつてゐる。食缶、ザルに入れられた材料をはこんだり、常に衛生に気を配らねばならないことから、床を作業が終わるごとにタワシなどを使って洗浄する。そういう動き回ったり中腰を続けたりする作業が約三時間休みなく続く状態である。そしてこの作業形態が腰痛症、頸肩腕障害等の多発をもたらしているのであるから、

その対策を考えるならば、連続作業時間についての問題は当然出てくるであろう。そうした意味で一日作業時間の短かさ云々は安全対策の面から逆行しているといえよう。

共同調理場方式について文部省はそのメリットとして、大量調理による効率化と経費節減とあわせて労働安全衛生面で優れているとしている。しかし事實は逆と云つてよい現状で、共同調理場の方により多く腰痛、頸肩腕障害、皮膚炎が発生しているのであり、「指曲がり症」も多発している。よりオートメ化された作業現場が、こうした職業病を発生させやすいのは当然で文部省にその認識がないということである。

民間委託を実施するならば、そうした労働安全衛生面についての対策にはおかむりをする事ができる。民間業者は、パート労働者の活用と大型設備によるオートメーション化で徹底した経費削減に努め、職業病は当然表に出ない形で葬られていく

ことは確実と考えなければならぬ
だろう。こうした事実について、文
部省は意図的にと思える程、無視し
た形で合理化方針を導き出している。

職業病隠しを

民間に委託

はじめに述べた「週刊新潮」の記

事の発想は、臨調行革路線を進めよ
うとする政府の意図に、いかにも符
合するといつてよいだろう。「指曲
がり症」をはじめとする職業病の問
題に限つていうならば、文部省の民
間委託方針は、「職業病隠し」を民
間委託するということになる。

中がかちとつてはいるが、公務災害と
して認定される例はほとんどないの
が現状で、三月末に行なう健診から
こうした面も含めてとりくみを強化
していく予定になつてはいる。このと
りくみを進め、全国の給食調理労働
の実態を明らかにする先がけとする
ことで、「職業病隠し」を民間委託
を阻止する必要がある。(文部省編集部)

お知らせ

——才五回総会議案書について——

おもな内容については次号(四月号)に掲載しますが、

議案書入用の方は御一方下さればお送りします。

学習のページ

じん肺を予防する

(8)

職場安全活動の手引き

じん肺

今回は古くからの職業病であるじん肺について述べることにします。じん肺とは昔はけい肺と呼ばれた、鉱山労働者に多い肺の病気で、粉じんを長年にわたって吸い続けることによって、肺が病変しその機能が低下し、呼吸困難となったり、それが原因で心臓が悪くなったりする病気です。

以前は一般の職業病とともに労働基準法（現在は労働安全衛生法）で予防対策が規定されていましたが、昭和三五年に労働組合側からの運動の力もあり、特別法として「じん肺法」が制定され、予防・健康管理を主とした規制が行われるようになり

ました。また粉じんの種類も、最も古くは、けい肺という病名でもわかるように、ケイ酸分を主成分とする鉱物性粉じんに限定されていましたが、昭和三五年よりは鉱物性粉じん一般に、そして昭和五三年には「鉱物性」という限定がはずれ、一応粉じん全部を対象とするようになった経過があります。

また、この職業病はなかには粉じん作業を開始して一年二年という短期間で発症するケースもみられますが、多くは一〇年二〇年という長期にわたり、具体的な問題解決にどうすることもよくありません。

疑ってみる必要あり

粉じん職場の結核

Aさんは機械工場に勤めています。少し以前からよくせきが出るようになり、微熱が続くので医者に行ったところ「結核」と診断され、すぐに入院生活に入りました。労働組合では、工場に入っても粉じんがたちこめており、黒いたんが出るというような労働者が他にも多くいるので、会社に対して善処を要望しました。が、「結核は職業病ではないのでどうしようもない」との返事でした。やはり、どうしようもないので

しようか。

この場合まず診断について疑ってみる必要があります。じん肺症はI型、IV型までの四ランクに区分されていますが、II、IV等の重症はともかく、軽度の場合には見落とされるケースが割合に多くあります。正確に言うと、労働衛生にある程度関心のある医者でないと、一般の開業医ではわからないことが多いということです。従って、この場合でも、じん肺に合併した肺結核ではないかというところをもっと追究すべきだろうと思います。

じん肺法では合併症として左記の疾病を定めており、後述しますが、じん肺管理区分2、3に合併した限

(施行規則第一条)

- 一 肺結核
- 二 結核性胸膜炎
- 三 統発性気管支炎
- 四 統発性気管支拡張症
- 五 統発性気胸

りにおいて労災保険において治療を認められています。また、管理4に合併した肺がんについても労災として認められていることを知っておくべきでしょう。

**じん肺法が指定する
粉じん作業**

AさんのX線フィルムを専門医にみてもらったところ、じん肺であることが確認され、手続きを進めることになりました。というのは、グラインダーや溶接等のじん肺法の指定する粉じん作業がいくつもあり、これまでも何の対策も行ってこなかった会社の責任は明らかに、今後きちんとするということになったものの、肝心のAさんは入社以来、立作業をやっているのだから粉じん作業ではないという問題です。そして、労基局も粉じん作業に従事していない労働者に対してじん肺の管理区分は行え

ないとの見解を示しました。また、組合の調査ではAさんは入社前の十数年前には砕石現場で働いていた期間が一年ほどあることがわかってきました。それが原因でじん肺になったとの主張は少し無理な感じでもあり、どうすればよいでしょうか。これは微妙な問題といえます。つまりじん肺法では粉じん作業を指定するという形をとっており、その中には「作業」そのものを指定したり、その作業がある場所全体を指定しているものもありますが、とにかく別表第一に規定のないものは現実にくらほこりが多くても「粉じん作業」と認められません。Aさんの場合、現在の職場では別表二十一号に該当し、そうにもみえますが、これは直接溶接作業者だけを対象としており、組立作業のAさんは正確には非該当になります。

施行規則第二条（施行規則別表第一）

- 一 土質、岩石又は鉱物を掘る場所における作業
- 二 土質、岩石又は鉱物を積載した車をつがえず場所における作業
- 三 岩石又は鉱物をさし断し、のみ仕上げし、つる仕上げし、たぐひ仕上げし、又は動力により研まする場所における作業
- 四 研ま材を用いて動力により研まし、又は研ま材の吹きつけにより研まする場所における作業
- 五 坑内の土質、岩石又は鉱物を破砕し、粉砕し、ふるいわけ、積み込み、又は積みおろす場所における作業
- 六 坑内において土質、岩石又は鉱物を運搬する作業
- 七 坑内の土質、岩石若しくは鉱物を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業
- 八 土質、岩石又は鉱物を動力により破砕し、又は粉砕する場所における作業
- 九 ガラス又ははるろうを製造する工程において、原料をふるいわけ、若しくは混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業
- 十 陶磁器を製造する工程において、原料を破砕し、粉砕し、ふるいわけ、混合し、乾燥し、若しくは成形し、又は半製品若しくは製品を仕上げし、かま詰めし、若しくはかま出しする場所における作業
- 十一 耐火物、けいそう土質品又は研ま材を製造する工程において、原料を破砕し、粉砕し、ふるいわけ、混合し、乾燥し、若しくは成形し、半製品若しくは製品を仕上げし、かま詰めし、若しくはかま出しし、又は製品を荷造りする場所における作業
- 十二 耐火物を用いてかま若しくは餅を製造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかまその他の物を解体し、若しくは破砕する作業
- 十三 粉状の岩石又はクレートを製造する工程において、原料を破砕し、粉砕し、ふるいわけ、又は乾燥する場所における作業
- 十四 滑石又はクレートを原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の滑石、クレート又はこれらを含む物を混入し、又は散布する場所における作業
- 十五 炭素製品を製造する工程において、原料を破砕し、粉砕し、ふるいわけ、混合し、乾燥し、若しくは成形し、又は半製品若しくは製品を仕上げする場所における作業
- 十六 セメントを製造する工程において、原料若しくは塊を破砕し、粉砕し、若しくはふるいわけ、又は製品を袋詰めし、積み込み、若しくは積みおろす場所における作業
- 十七 アルミニウムの粉末を製造する工程において、材料を動力により破砕し、又は製品を袋詰めする場所における作業
- 十八 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂をふるいわけ、篩込みし、砂型をこわし、砂落とし、又ははつりをする場所における作業
- 十九 粉状の鋳物を燃焼する工程において、炉、煙道又は煙突に附着し、又は堆積した灰さい又は灰をかき集め、かき集め、積み込み、又は積みおろす場所における作業
- 二十 金属又は非金属を製錬し、又は溶解する工程において、土若しくは鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、塊をふるいわけ、湯出しし、若しくは篩込みする場所における作業又は炉、煙道若しくは煙突に附着し、若しくは堆積した灰さいをかき集め、かき集め、積み込み、積みおろし、若しくは荷造りする場所における作業
- 二十一 金属を溶射する場所における作業又は屋内外若しくは船、タンク、車輦、箱^{（ボック）}、ダクト、煙道、水管、坑等の内部において金属アークにより溶接する作業
- 二十二 クレー、フライアッシュ又は粉状のけいそう土、滑石若しくは炭素製品を袋詰めし、積み込み、積みおろし、又は荷造りする場所における作業
- 二十三 石綿をときほぐし、合剤し、ふきつけし、ちゆう縮し、初縮し、積込み、若しくは積みおろし、又は石綿製品を積積し、縫い合わせ、切断し、研まし、仕上げし、若しくは包装する場所における作業
- 二十四 染土の附着した藁草を塵入れし、塵出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業
- 二十五 長大すい道、雷しく長いすい道であつて、労働大臣が指定するもの（すい道の内部、ホッパー車からバラストを取りおろし、又はマルチアルタイタンバーにより道床をつき固める場所における作業

場合による
個別のじん肺認定

以前、全港湾上組分会でシリコンマンガン作業者にじん肺が発生した

際にも、港湾作業へのじん肺法適用がなかったため大問題となり、センターもともに闘争した経過がありま

港灣作業自体の粉じん作業性については、八四年七月によろやく一定の結論が労働省より示されたのです。

また、二十五号の長大すい道（トンネル）の規定は、国労大阪新幹線支部のじん肺闘争が生み出したもので

す。従って、Aさんについては現にじん肺としての症状が明確であり、作業場全体が粉じん量が大きであるという結論が環境測定で実証し得れば、先の上組闘争の例のように、補償についてはじん肺として認定させることは可能であると思います。ただ、工場全体を粉じん職場と認めさせ、じん肺法の規制下におくこととは少

し距離があるのも事実です。もう一つの方法として、十数年前の砕石業については別表一の八号に該当するので、これによってじん肺管理区分を受けることは可能であり法的には楽にいきます。じん肺では粉じん職場を離れてから時間がたつて症状が確認された場合には、補償は「最終の粉じん職場」を基礎にし

て全てが決まります。しかし、Aさんについてはじん肺の責任が今の会社には直接ないことになること、また、補償額もスライドはあっても前の職場をベースにすれば低くなるのが通常で、あまりよい方法とはいえないかもしれません。(続)

柏木労災問題で更に大阪労基局を

追及

むちやくくちや審査を認めず3/19交渉へ

全金協和精工支部・柏木忠夫氏の

たい。

急性心不全死に対して、むちやくちやな一論理で棄却決定を下した中

二月一五日の中川審査官に対する大衆的交渉を行って以降、局に対し

川繁男審査官及び彼を実質的に指揮

て三回目の話し合いを求めてきたが、

監督すべき大阪労基局との交渉を、

三月一九日にもたれることになった。

この間組合、安全センターで行って

ここでは、まず、中川審査官の一代

きた。これまでの経過等については

理一たるべき主任審査官同席のもと

前号までの報告を参照していただき

に、いわゆる、本件原処分である

天王寺労基署から審査官への一申し送り問題に結着をつけ、さらに、中川決定書において展開された、会社の安全衛生管理責任―労働者の自己健康管理義務―をめぐる極めて反動的な見解、労働行政の基本線にかかわる問題へと入っていく予定である。また、大阪総評より三月十二日に局に対する嚴重な申し入れが行われている。

さて、その一基本線にかかわる問題―とは以下の内容である。

我々は一産業医の見解によれば、高血圧症状、心疾患の悪化のため軽

作業が必要とされているにもかかわらず、会社は逆に連日の残業を命じ通常以上の労働を課したという事実があり、このことが死亡の大きな要因一と主張した。

これに対し中川審査官は決定書で、

一 労安法・六二、六六、六八条の各規定はあまり厳格に適用すると労働者の雇用に影響を与えるので、本人の意志に委ねるべきである一とした上で、一本人が慢然と就業を続けたのは自己健康管理義務を怠ったもの

と決めつけ、被災者本人に死亡の責任があるとしたのである。前段の雇用云々の議論は、法律を企業に守らせる労働行政の基本見解としては極めて問題であり、後段も、あまりに不当である。

中川審査官は後日、「軽作業が必

要ということがはっきりしていれば、企業がどう言おうと自分で仕事をコントロールする責任がある一「残業

の指示については、それを出した会社より、応じた本人が悪い一といっ

た一解読までほどこしてくれているのである。

こうした内容は単に中川個人の見解としてすまされるものではない。

中川見解がイコール行政当局の公式見解なのか、あるいはそうでないのか、そしてそれはどういうものなのか、問題である。

さらに追及していく決意であり、さらなる注目を訴える。

季刊 労働者住民医療

年間購読料三〇〇〇円(千金)

郵便振替口座大阪6-26664

労働者住民医療村岡連絡会議

前線から

コンピュータ作業者の 頸肩腕

ようやく労災認定

東大阪

・全金ヤマト産業支部

全金ヤマト 産 業 支 部 の オ
フ コ ン オ ペ レ
ー タ ー 丁 さ ん
の 頸 肩 腕 障 害
が 三 月 に な っ
て 業 務 上 認 定
て 業 務 上 認 定
さ れ た 。 ヤ マ
ト 産 業 で は 数 年 前 か ら 売 上
在 庫 管 理 、 経 理 事 務 等 に コ
ン ピ ュ ー タ を 導 入 し て お り
、 そ の 操 作 を 担 当 す る 丁 さ ん
の 作 業 負 担 が 、 一 人 作 業 が
増 え る な ど で 去 年 春 頃 に 急
に 増 し 、 右 腕 の し び れ な ど
を 訴 え る よ う に な っ て い た 。

たものである。

その後、コンピュータ作
業から一時はなれ、治療に
努めたことから軽快し、早
期の認定が求められていた。
しかし、コンピュータ業務
での人員削減が行われるな
ど、その災害源除去の方向
とは逆に向っているのがヤ
マト産業での現状である。
現在、会社は組合との協定
を一方向的に破るなどの組合

攻撃を強めてきており、緊
迫した状況が続いている。
すでに腰痛症の業務上認定
がなされているKさんの労
災の責任も一切認めようと
せず、労基署に文句を言う
など許すことのできない行
動に出てきている。これら
に対し、組合はスト権確立
を含め着々と攻撃を組織し
てきている。

南大阪

運送労働者の くも膜下出血 不服審査請求のとりくみ開始!

て業務上認定された。ヤマト産業では数年前から売上在庫管理、経理事務等にコンピュータを導入しており、その操作を担当する丁さんの作業負担が、一人作業が増えるなどで去年春頃に急に増し、右腕のしびれなどを訴えるようになっていた。

Kさんは港区にある運送の午前、取り引き先の会社に勤め複写機を運搬・（尼崎）で複写機（ニ）（ニ）の撤収作業を行っている。たとき、くも膜下出血一

を発症して倒れた。本人の希望にもかかわらず会社はなかなか労災申請の手続きをとらず、ようやく昨年の夏頃、Kさんの再度の強い要求により申請したものの、昨年末西労働基準監督署によって業務外の決定が下されたものである。
Kさんは現在も休業して療養を続けており、職場復

帰には今しばらくの時間を 雇問題へと発展しかねない
必要とする状態である。職 現在、業務上認定に向けて
場に組合がないKさんにと 労災保険審査官に対する取
つては、発症以来約一年が 組みを推し進めていく必要
経過していることから、解 がある。

東大阪学給労

健診前作業現場調査

行なわれる

東大阪

前号で紹介した東大阪市

た。

学校給食調理員の健診に先 一月末に調査を行った中
立って健診団による作業現 野学校給食センターは一日
場調査が行われた。東大阪 に約九千食を調理する大調
市における学校給食調理は 理場で、朝八時半より始め
一校ごとの単独調理場方式 て十一時半までの間にすべ
と、二つの給食センターに ての調理を終了し配送する。
よる共同調理場方式が行わ そして給食が終わった後一
れている。調査はその両方 時半には食器が返却され、
について行い、労働実態に 洗浄作業に入る。その間の
ついて大まかな把握を行っ 作業は配缶、洗浄など、中

腰作業が極めて多く、時間
が限られているために、作
業密度もかなり高い。
このような労働実態につ
いて、健康診断の結果が出
た上で、労働環境研究会等
の協力も得て調査報告が秋
をメドに提出される予定に
なっている。

「行革」攻撃の一環とし
ての民間委託、パート導入
など文部省通達が出される
中で、この健診は重要な意
味をもつてくるといえよう。



下水処理場の下請労働者の

脳内出血

大阪

労災申請へ向け調査進む

H氏は大阪北部にある下水処理場で働く労働者であるが、去る三月二日午前九時頃、急に足が動かなくなりしばらく横になって休んでいたが、容体は一向に回復せず、救急車にて近くの病院に運ばれた。診断の結果は脳内出血で即座に入院を言い渡された。

安全センターには発症当日に相談があり、数日後には家族と職場の同僚に会い聞き取りを行った。それによると、被災者の主な仕事内容は、下水処理に伴う脱水作業、汚泥焼却時の炉の

計器監視作業、また機器類の修理点検等であり、勤務

形態は、昼勤が九時～十七時、夜勤が十七時～翌日の九時までと二交替である。また、八三年には、会社は従業員の意向をまったく無視し、一方的に大阪府と協定を結び、焼却炉を一機増設し二機とした。それに伴う人員補充はまったく行

われず、夜勤労働の増加をはじめとする全般的な労働強化に対し従業員の不満が噴出したきていた。今月中旬には現場への立入調査も予定しており、今後より調査を深めていき、労災の申請へともっていく考えである。

北摂

新型機導入で騒音測定

全金技研工業支部

吹田市の全金技研工業支部では、新しく導入されたNC工作機の騒音についての対策を進めている。

環境分析センターに測定依頼をすることになったものである。実際の測定は三月一九日に行われるが、その後の対策については、支部と会社との協議の上立てられることになっている。

技研工業は製図台の製造会社で、ステンレス板の切断などにこうした新型機種を導入することによって作

業の効率化を図っているが、実際に導入してみたいという騒音がかなりひどいということがわかった。担当労働者等から何か対策はないものかとの声があり、支部として会社側にまず騒音測定を求め、関西導入に際する具体的な面に

わたる事前協議等について一考の余地が十分あるといえるところである。

全出稼が二十一回大会

大阪

柴田訴訟など出稼労働者の 労働諸条件の改善へ闘い強化

二月十七日、大阪PLD会館において第二十一回全国出稼者西日本大会が開催され、全国から関西方面に出稼にきている人、あるいは協力団体等約一五〇名の参加があり、安全センターも柴田訴訟を共に闘う友好団体として代表を送り連帯のあいさつを行った。

対する激励、あるいは出稼労働者をとりまく厳しい労働諸条件に対し改善を求め、労働現場で、また政府や自治体への闘いを推し進めていこうとあいさつがなされた。

当日は、「出稼者の諸要求に関する決議」「故柴田久雄氏の労災認定をかちとる決議」など計四つの決議が採択され、翌一八日にはその諸決議をもって大阪府、

岩佐訴訟控訴審法廷が一月二十七日大阪高裁で開かれた。今回の法廷では、原告側推薦の鑑定人・青木敏之（府立羽曳野病院皮膚科部長）、菱沢徳太郎（彦根市民病院）両氏の宣誓が行われ、「二つ目」の鑑定が開されることになった。すでに日本原電側推薦鑑定人

大阪市、大阪労基局などに申し入れを行った。また大会には友好関係にある大阪総評、社会党大阪

府本部、全港湾関西地本などからも参加があり、連帯アピールも寄せられた。

大阪

岩佐訴訟法廷 二つめの鑑定人宣誓

今回は七月十七日

次回法廷は鑑定書が提出される七月十七日午後一時

大阪高裁一〇〇七号法廷で
行われる。控訴審の最後の
山場と見てよいだろう。

南大阪

港相談窓口 松浦診療所に 開設

地域に六千枚のビラ配布

港健康を考える会と安全センターで昨年十二月に開設した「港相談窓口」は、二月中旬に一回目の宣伝ビラを港区を中心に六〇〇〇枚ほど各戸配布した。今後、も駅頭ビラ配布など宣伝活動を強めていき、ひとりでも多くの人が、気軽に相談に来れるよう体制を組んでいく予定である。

また、各種の相談を受けつける一方では、今後、港地域において未組織の組織化をかけた活動している諸団体や他の地域において同様の活動を続けている諸グループとの交流を深め、近い将来には連携した活動が組めるよう努力していきたい。

現在、窓口を松浦診療所の一室に設け、相談日は週一回・金曜日の夜のみというように、決して充分なものとはいえないが、今後、

内部の体制を徐々に強化していき、港における地域運動の一角をしめていきたい。

快適な環境・ 安全な職場を求めて

作業環境測定は職場に おける健康管理の第一歩

医療法人 南労会

関西環境分析センター

大阪市港区弁天2丁目1番30号
TEL. (06) 574-8049

第十一期 労働者

針灸学習会

第十一期 日 程 表

五／九 開講式(映画・あいさつ・諸報告)

十六 職場闘争報告

灸 間接灸の紹介・実技

三三

針の概要、注意事項

三〇 参加者自己紹介

足の説明

六／六 職場闘争報告

手の説明

十三 全港湾大阪支部安全委員会活動報告

実技

二〇 「労災・職業病の実態」安全センター

実技

二七 「歯のはなし」松浦診療所歯科

腰の説明

七／四 スライド「腰痛の話」上映

実技

十一 職場闘争報告

肩の説明

十八

実技

二五

実技

八／一 「職場健診とは何か」松浦診療所健診部

実技

八 「食事と栄養」松浦診療所

実技

二九 腰、肩のまとめ

実技

九／五 全般のまとめ

実技

十二 質疑応答

十九 修了式

自分たちの健康は
自分たちが守ろう

- (一) 募集人員 五〇名
- (二) 募集期間 四月二八日締切
- (三) 開催期間 五月 九日(木)～九月一九日(木)
- (四) 学習時間 午後六時～八時三〇分
- (五) 学習場所 全港湾関西地本三階会議室
- (六) 会 費 一八回通し六千円(含テキスト代)
一回毎参加は一回四百円(毎回、会費を支払う者。但し、テキスト代の五百は別)
- (七) 申し込み 安全センターまで御連絡下さい。申し込み用紙をお送りします。

二月の新聞記事から

- 二・一 社会党「原発対策全国連絡協議会」、稼働 二・一六
 中の原発認めぬ方針確認
- 二・二 厚生省「国立病院・療養所問題懇談会」が
 三〇〇床未満の施設の統廃合推進の意見書
 を提出
- 三重交通スキーバス転落事故で特別保安監
 中の中部運輸局が運行管理体制の不備をつ
 く中間報告発表、近く行政処分へ 二・二二
- 二・六 臨岐島で港を目前にした巻き網漁船が沈没、
 三人死亡、六人不明 二・二二
 従高員に対して「段取りが悪い」と、指を
 切り、目を突き、やけどをさせるなどした
 社長ら三人逮捕(岡山)
- 二・七 筑波六・脳死患者の臓器移植を、東大医師
 グループら殺人罪で告発へ 二・二五
- 二・一十一 名鉄特急が踏切で立往生していた車に衝突
 し車は炎上、乗客四人ケガ(名古屋) 二・二七
- 二・十二 阪神高速で入口を間違え侵入した車が観光
 バスに正面衝突、二人死亡(北区) 二・二八
- 二・十三 カネミ油症第三陣判決で、原告の訴え認め
 三億七千万円の損害賠償と国の過失責任を
 認定(福岡地裁小倉支部)
- 融雪でゆるんだ地盤が土砂崩れを起こし防
 護施設もひと飲みして四戸埋める、九人死
 亡、一人不明(新潟)
- 日本原子力研究所で労働者二人がイリジウ
 ム収納作業中に二・九レム大量被ばく事故
 (茨城・東海村)
- 「大気汚染で環境基準を達成すれば、公害
 地域指定を解除」と首相が国会答弁
- ところてん工場で圧力ガマ爆発、一人即死、
 六人ケガ(奈良)
- 環境庁のアスベスト環境汚染調査(東京・大
 阪・福岡)で七〇〇地点すべてで検出、長
 期監視へ
- 観光バスが下水道工事現場 鉄板をひっか
 け急停車し五人重軽傷(那覇)
- 釧路の北転船がカムチャツカ沖で沈没、二
 人死亡、一八人不明
- ダイハツで組合の焼却文書を持ち出したこ
 とを、会社の機密文書持ち出しとされ不当
 解雇された事件で「解雇は無効」という一
 審判決支持、会社側の控訴棄却(大阪高裁)

2月16.17日

労働者住民医療機関連絡会議第三回総会

労働者住民医療運動全国交流会成功す！

事務局体制強化し 共同調査研究活動を運動の拡大へ

労働者住民医療機関連絡会議第三回総会、第三回労働者住民医療運動全国交流会が二月一六、一七日に大阪で開かれた。

労住医連第三回総会は、全国から約六〇名が参加し全連会館で開かれ、八四年度総括・八五年度の方針提起、役員改正等の議事が進められた。労住医連は、この一年間に健保改悪反対運動、振動病高松裁不当判決に対する闘い等を進めるとともに、愛媛県の元マンガン鉱山労働者の健康調査やVDT労働に関する研究会など共同調査・研究活動も進められ、運動全体の新たな拡がりを見せつつある状況にあるといえよう。

各地で反対集会、学習会等を行うとともに、中央への働きかけとして社会党政策審議会を通じて国会対策を進めるなどの取り組みを行うことができた。こうした運動の成果をより拡大していくために、今後更に各地に孤立散在している労働者住民の立場に立つ医療機関の広汎な結集を進めていく必要があるだろう。

そういう意味で今回の総会では、関西の三医療機関、阪神医師協・玉川診療所・南労会を中心に事務局機能を進め、以上で強化することが決定されている。役員改正についても、札幌緑愛病院、玉川診療所、紀和病院と三医療機関からの役員を迎え、新たな体制が決定された。

一七日に部落解放センターで開かれた全国交流会は、医療制度・健診活動・医療機関経営・看護制度の分科会方式で活発な討論が行われた。特に、看護制度分科会では、労研の酒井一博氏の「看護婦の交替制勤務についての調査」の報告などが行われ、各医療機関の看護婦交流の場として今後が期待されるものとなった。これら討論内容については労住医連機関誌「労働者住民医療No.7」に掲載予定である。

労働者住民医療機関連絡会議 役員

議長 天胡佳臣(神奈川県労働者医師協)

副議長 五島正規(防治会四国勤労病院)

柳実寛(大分県勤労者医師協)

事務局長 松浦良和(南労会松浦診療所)

事務局長 (南労会)、(阪神医師協)、(玉川診療所)

幹事

松本文六(天心堂へつき病院)、田坂清太(新居浜医師協)、宇土博(広島職業病相談窓口)、(兵庫県勤労者医師協)、山下五郎(阪神医師協)、斎藤龍太(十条通り医院)、(北海道医師協)、中桐伸五(自治労顧問医)

会計監査 (南労会紀和病院)

中俊進(阪神医師協)

南紀古座川に十三名の強行軍

全通・山労健診無事おわる

二月下旬は健診を続けて二つ行った。以前にも報告したように全通和歌山と古座川山労である。開院より

が悪いことこの上ない。それでも何とかやる事ができて一息ついてい

五か月、当初から比較すればかなり落ち着いてきた感じではあるが、それでも病棟看護婦をはじめ、どの部署もギリギリの人員体制の中で全く余裕というものがない。したがって、健診に出かけるには臨時に健診チームを編成しなければならず、また松浦診療所のようにその道のプロがないため、準備する器具一つ、検査方法一つとってみてもとにかく手際

全通和歌山の郵便課の夜勤者健診は、二月二六、二七日に診察を中心として行い終了し、あとは全体報告を行うのみとなった。具体的なこと

は「まとめ」をまたねばならないが、全体としては「とにかくみんな疲れている」という印象が問診を通じ非常にはつきりしている。いま郵政では「深夜勤」問題が焦点になっていると聞いているが、現場の労働者は「もうかなわん」の一言につきるよ

うに感じた。早くまとめを出すように現在仕事を進めている。

二四日は古座川山労健診に出かけた。奈良医大公衆衛生の車谷、伊木両先生が協力してくれたので大いに気分は楽で、何かにつけその手際の良さに関心したが、この二人を含め総勢十三名の健診団。紀和病院からは松浦典代先生を中心に九名（子供を入れば十一名）が車で出かけた。

片道六時間の強行軍で、宿舎着が夜の八時過ぎ、それから健診設営、さらに問診等の最終打合わせなど、準備が終わったのは夜中の十二時過ぎであった。翌日も六時半起床から始まり、健診後すぐ翌日の仕事のため、夜車をとばしUターン、とまさにさまざまいスケジュールであった。それでも新規十二名を含めて二七名の健診はスムーズに終わった。

あとはこの判定を和歌山労基局に無条件で認めさせることができるかどうかであるが、これまでの交渉経過を見る限りでは大丈夫だろう。

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっております。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金(この場合は住所・氏名・会員のうちわけを明示して下さい)いずれでも結構です。

● 料金表

部数	料金(年額)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円

部数	料金(月額)
5部	500円
6部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
 - 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013
- (但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28